井原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、婚姻により新生活を始めるための費用を応援することで、少子化対策に資することを目的に、婚姻の手続きを行った夫婦に対し、予算の範囲内で井原市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和３４年井原市規程第１号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　新婚世帯　令和８年１月１日以降に婚姻届を受理された夫婦をいう。

(2)　補助対象期間　令和８年４月１日から令和９年３月５日までの期間をいう。

(3)　家賃　建物賃貸借契約に定められた賃借料（共益費を含む。）の月額をいう。

(4)　住宅賃借　賃貸住宅を所有し、又は転貸する者（新婚世帯と３親等以内の親族である者を除く。）との間で建物賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供することをいう。

(5)　住宅手当　事業主が従業員に対して支給し、又は負担する住宅に関する手当等の月額をいう。

(6)　ライフデザイン支援講座　ライフイベント（結婚、妊娠、出産、子育て、ワーク・ライフ・バランス等）に対応できる知識や情報を習得し、若い世代が自らの将来像（ライフデザイン）を具体的に描き、希望を持ってその実現に向けた準備ができるよう支援する講座をいう。

(7)　共家事・共育て講座　夫婦が協力して家事及び育児を担うために必要な知識及び技能を習得し、互いに支え合い、共に家庭を築くためのパートナーシップを深めることを支援する講座をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　新婚世帯であって、次のいずれにも該当するもの

ア　次条により算出した新婚世帯の所得が５００万円未満であること。

イ　婚姻日時点において、夫婦の年齢が共に３９歳以下であること。

ウ　第７条の規定による補助金の交付申請をする日（以下「申請日」という。）において、婚姻を継続し、市内の同一の住宅を住所地として住民基本台帳に登録されていること。

エ　生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

オ　夫婦のいずれもが納期の到来した市税を滞納していないこと。

カ　夫婦ともに外国人の場合、日本方式の婚姻をしていること。

キ　夫婦ともに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経

過しない者でないこと。

ク　井原市内に定住する意思があること。

ケ　夫婦ともに、次に掲げるいずれかを実施していること。

（ア）ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）

（イ）プレコンセプションケアに関する講座の受講

（ウ）医療機関への妊娠・出産に関する相談

（エ）共家事・共育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講

(2)　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間（以下「令和７年度」という。）に補助金の交付を受けた者（令和７年３月３１日以前に資格認定を受けた者を除く。）であって、その交付された額が第６条第１項第１号及び第２号に規定する補助金の上限額に達しなかったもの

（新婚世帯の所得の算出方法）

第４条　前条第１号アに定める新婚世帯の所得の算出方法は、申請日において、直近の所得証明書をもとに、当該夫婦の所得を合算するものとする。

２　新婚世帯が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、前項による算出方法により得た新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除するものとする。ただし、控除することができる貸与型奨学金の返済額は、直近の所得証明書の期間と同一期間のものとする。

（補助要件及び補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の区分、補助要件及び費用は、別表に定めるとおりとする。

２　補助対象経費のうち、婚姻に伴う住宅賃借に係る経費については、新婚世帯が勤務先から住宅手当を支給されているときは、補助対象経費から当該手当の額を控除するものとする。

（補助金額）

第６条　補助金額は、前条に規定する補助対象経費の全額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1)　夫婦共に婚姻日における年齢が２９歳以下の新婚世帯　６００，０００円

(2)　前号以外の新婚世帯　３００，０００円

(3)　第３条第２号に該当する世帯　交付決定時に補助上限額として定めた額から令和７年度執行予算による受給済みの額を差し引いて得た額

２　前項の規定により算出した額に、１，０００円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとし、補助金額が１，０００円未満であるときは、補助金を交付しないものとする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、井原市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しな

ければならない。ただし、第３条第２号に該当する世帯又は前年度に第９条第２項の規定により認定を受けている世帯の場合、前年度の交付申請時又は資格認定時において既に提出された書類については、内容に変更が生じる場合を除き、提出を省略することができる。

(1)　新婚世帯全員の住民票の写し

(2)　戸籍謄本等

(3)　新婚世帯の所得証明書

(4)　新婚世帯の市税の完納証明書

(5)　新婚世帯が奨学金を返済している場合には、当該奨学金の返済額が分かる書類の写し

(6)　井原市結婚新生活支援事業補助金資格認定通知書（前年度に第９条第２項の規定により認定を受けた場合に限る。）

(7)　受講等報告書（様式第３号）

(8)　その他市長が必要と認める書類

２　申請者は、補助対象経費が別表に定める婚姻に伴う住宅取得に係る経費（以下「住宅取得経費」という。）であるときは、前項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)　住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し

(2)　補助対象期間内に住宅取得経費を支払ったことが確認できる書類

３　申請者は、補助対象経費が別表に定める婚姻に伴う住宅賃借に係る経費（以下「住宅賃借経費」という。）であるときは、第１項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)　建物賃貸借契約書の写し

(2)　補助対象期間内に住宅賃借経費を支払ったことが確認できる書類

(3)　給与所得がある新婚世帯の場合には、給与所得がある者に係る住宅手当支給証明書（様式第２号）

４　申請者は、補助対象経費が別表に定める婚姻に伴い行う住宅リフォームに係る経費（以下「住宅リフォーム経費」という。）であるときは、第１項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)　住宅リフォームに係る請求明細書（施行内容及び積算内容を確認できるもの）

(2)　補助対象期間内に住宅リフォーム経費を支払ったことが確認できる書類

５　申請者は、補助対象経費が別表に定める婚姻に伴い行う引越しに係る経費（以下「引越し経費」という。）であるときは、第１項に掲げるもののほか、補助対象期間内に引越し経費を支払ったことが確認できる書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第８条　市長は、前条の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付又は却下を決定し、井原市結婚新生活支援事業補助金交付（却下）決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（交付対象者の資格認定）

第９条　第３条第１号の規定を満たす新婚世帯のうち、補助対象期間内に、住宅取得経費、

住宅賃借経費及び住宅リフォーム経費並びに引っ越し費用が発生しない申請者については、井原市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　新婚世帯全員の住民票の写し

(2)　戸籍謄本等

(3)　新婚世帯の所得証明書

(4)　新婚世帯の市税の完納証明書

(5)　新婚世帯が奨学金を返済している場合には、当該奨学金の返済額が分かる書類の写し

(6)　受講等報告書（様式第３号）

(7)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、井原市結婚新生活支援事業補助金資格認定（不認定）通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１０条　申請者は、前条の交付決定通知を受けたときは、速やかに井原市結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第１１条　市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに申請者に支払うものとする。

（交付の取消し及び返還）

第１２条　市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消すことができる。

(1)　虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2)　この要綱の規定に違反する事実があったとき。

(3)　その他市長が特に必要と認めるとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に申請者に当該取消しに係る補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

３　前項の規定による失効前の井原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定に基づき

交付された補助金に係る同要綱第１２条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附　則(令和４年井原市告示第６１号)

（施行期日）

1　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前において、改正前の井原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、既に交付された補助金については、改正後の井原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和５年井原市告示第４４号)

（施行期日）

1　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし附則第２項の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前において、改正前の井原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、既に交付された補助金については、改正後の井原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和６年井原市告示第５５号)

（施行期日）

1　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。ただし附則第２項の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前において、改正前の井原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、既に交付された補助金については、改正後の井原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和７年井原市告示第７８号)

（施行期日）

1　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし附則第２項の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前において、改正前の井原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、既に交付された補助金については、改正後の井原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による

附　則（令和８年井原市告示第６６号)

（施行期日）

1　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。ただし附則第２項の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前において、改正前の井原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、既に交付された補助金については、改正後の井原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による

別表（第５条、第７条関係）

区　分	要　件	費　用
婚姻に伴う住宅取得に係る経費	新婚世帯及び第３条第２号に規定するもの（以下「新婚世帯等」という。）が、住宅の工事請負契約書又は売買契約書を作成し、新婚世帯等の夫婦合わせて２分の１以上の持ち分を有する住宅の取得費を支払っていること。	補助対象期間内に婚姻に伴い住宅を取得する際に支払った費用を対象とする。婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して１年以内に婚姻を機として取得した住宅に係る費用であること。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1)　土地代 (2)　設備・備品購入費用 (3)　登記に要した費用 (4)　市の他の制度による補助を受けている費用 (5)　前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める費用
婚姻に伴う住宅賃借に係る経費	新婚世帯等が、婚姻に伴い賃借した住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃等を支払っていること。	補助対象期間内に婚姻に伴い住宅賃借する際に支払った費用で、家賃、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）及び仲介手数料を対象とする。ただし、市長が適当でないと認める費用については、補助対象としない。
婚姻に伴い行う住宅リフォームに係る経費	新婚世帯等が、婚姻に伴い居住用に供する住宅リフォーム費用を支払っていること。	補助対象期間内に婚姻に伴い住宅リフォームをする際に支払った費用を対象とする。婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して１年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであること。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1)　倉庫、車庫に係る工事費用 (2)　門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用 (3)　エアコン、洗濯機等の家電の購入、設置に係る費用 (4)　市の他の制度による補助を受けている費用 (5)　前号に掲げるもののほか、市長

		が適当でないと認める費用
婚姻に伴い行う引越しに係る経費	新婚世帯等が、婚姻に伴い引越しを行い、当該費用を支払っていること。	補助対象期間内の間に引越業者又は運送業者へ支払った費用を対象とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1)　不要となった家財道具の処分に係る手数料 (2)　前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める費用